『国際法入門』　芹田健太郎著

◆補遺・正誤

一、１８８頁２行目「南京事件」の後に「＊」を置き、次の註を文末に入れる。

　＊一九三七年一二月、当時の中国国民政府の首都南京を日本軍が攻略・占領し、その際、多数の中国人の非戦闘員や捕虜を虐殺し、日本軍による虐殺が数万人から三〇万人に上るとされ、日中間に見解の相違があり、二〇一〇年一月に日中両政府間の歴史共同研究報告書が発表された（『「日中歴史共同研究」報告書』第二巻ー近現代史篇、勉誠出版、二〇一四）。

　なお、その惨劇の様子については、笠原十九司『南京難民区の百日ー虐殺を見た外国人』（岩波現代文庫、二〇〇五）参照。ほかに南京陥落直後に南京に入り書き上げられた石川達三『生きている兵隊』（河出書房、一九四五）。この著作は発禁処分となり、著者は起訴された。生き証人とされる女性の日本における裁判例など、簡略には、芹田『国際人権法』（信山社）参照。

二、１４９頁後３行目「基礎ともなった」の後に（　）を置き、次の文を入れる。

（徹底した各種テキストの比較検討によって、自然法の実定法制度への接合を見る種谷春洋『アメリカ人権宣言史論』（有斐閣、一九七一））

三、１５０頁第２段落「指摘された」の後に（　）を置き、次の文を入れる。

（田中先生還暦記念『自然法と世界法』（有斐閣、一九五四）、ホセ・ヨンパルト自然法論の研究』（有斐閣、一九七二））

四、１８６頁後２行目「であったし」の後に（　）を置き、次の文を入れる。

（工藤佳枝の翻訳・解説につき『中世思想原典集成２０ー近世のスコラ学』（平凡社、二〇〇〇年）所収参照、ほかにホセ・ヨンパルト著作集『自然法と国際法』（成文堂、二〇一一））

五、１２３頁第２段落４行目「モンテスキュー第三章」の後に過ぎの文を挿入する、

　なお、宮沢俊義　モンテスキュー　法の精神（岩波書店、一九三六）参照

六、４６頁２行目「欠かせない」の後に（　）を置き、次の文を入れる。

　たとえば佐藤任宏『海底の地図』（中公新書、一九七四）

七、２頁６行目「もたらす」の後に（　）をおき、次の文を入れる

ジャック・マリタン、久保正幡・稲垣良典訳『人間と国家』（創文社、一九六二）

八、１４頁２行目「独立宣言」→「独立付与宣言」

　　　　　　　　　以上